

一般社団法人 日本不整脈心電学会 認定 不整脈専門医認定制度規則 施行細則

第1条 日本不整脈心電学会認定不整脈専門医（以下、学会認定不整脈専門医と表記する）認定制度規則の施行について、この規則に定められた以外の事項については、次の各条の規則に従うものとする。

第2条 不整脈専門医認定制度委員会（以下、委員会と表記する）の事務は日本不整脈心電学会事務局において行う。

第3条 委員会委員長は日本不整脈心電学会理事長が推薦し、理事会、総会において選任される。委員会委員は委員長が選出する。尚、委員会委員長は必要に応じて、副委員長を指名することができる。

第4条 委員会委員長は委員に欠員が生じたときは当該委員の補充を行うことができる。

第5条 申請期限は次の規定に従う。

1. 専門医の申請締め切りは毎年5月31日とする。
2. 研修施設の申請締め切りは毎年11月30日とする。

第6条 審査の結果は学会ホームページ上に掲載する。

第7条 学会認定不整脈専門医受験資格（規則第2章第5条）の研修期間中に求められる検査、治療経験（第4項）、学会発表、論文発表（第5項）を以下のように設定する。

1. 内科医師

- 1) 不整脈薬物治療 20例（外来、入院の合計）
- 2) カテーテルアブレーション 20例（術者、助手の合計）
- 3) PM、ICD、CRTなどのデバイス治療 10例（経過観察診療も含む）

2. 外科系医師

- 1) 不整脈薬物治療 10例（外来、入院の合計）
- 2) 心房細動・心室頻拍などの不整脈外科手術 5例
- 3) PM、ICD、CRTなどのデバイス治療 5例（経過観察診療も含む）

3. 小児科医師

- 1) 不整脈薬物治療 10 例（外来、入院の合計）
- 2) カテーテルアブレーション 10 例（術者、助手の合計）
- 3) PM、ICD、CRT などのデバイス治療 5 例（経過観察治療も含む）

尚、科を問わず、症例の 20%は病歴、治療内容などのサマリーを提出する。

4. 研修期間中に必要な学会発表（全受験者に適応）

- 1) 不整脈学に関する学会、研究会発表 5 編以上
- 2) 不整脈学に関する論文発表 1 編以上（筆頭著者でなくてもよい）

尚、論文は原則として **Peer-Review Journal** に掲載されていること

第 8 条 この細則の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

第 9 条 細則の実施に関して生じる疑義については、委員会の議を経て決するものとする。

第 10 条 委員会および理事会が社会的な非常事態と判断した場合には、この規則の第 5 条について、期限を定めて変更することができる。変更された内容は、学会ホームページ上に掲載する。

2011 年 4 月 1 日 施行